

品質管理基準の改訂に向けた検討論点資料

2021年4月26日

金 融 庁

目次

1. 総論	P 3
2. 構成要素別の検討事項	P 9
(1) ガバナンス及びリーダーシップ	P10
(2) 職業倫理及び独立性	P13
(3) 契約の新規の締結及び更新	P15
(4) 業務の実施(審査を除く)	P17
(5) 審査	P19
(6) リソース	P23
(7) 情報とコミュニケーション	P27
(8) モニタリング及び改善プロセス	P30
3. 品質マネジメントシステムの評価	P33
4. その他の論点	P37

(本資料における用語集)

「ISQM1」	“International Standard on Quality Management 1 (Quality Management for Firms that Perform Audits or Reviews of Financial Statements, or Other Assurance or Related Services Engagements)” (IAASB 2020年12月)
「ISQM2」	“International Standard on Quality Management 2 (Engagement Quality Reviews)” (IAASB 2020年12月)
「ISA220」	“International Standard on Auditing 220 (Quality Management for an Audit of Financial Statements)”
「COSO」	米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会
「IAASB」	国際監査・保証基準審議会
「品質管理基準」	「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会 2005年10月)
「不正リスク対応基準」	「監査における不正リスク対応基準」(企業会計審議会 2013年3月)
「監査法人のガバナンス・コード」	「監査法人の組織的な運営に関する原則」(金融庁 2017年3月)
「審査会」	公認会計士・監査審査会
「協会」	日本公認会計士協会
「大手監査法人」	上場会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000人以上いる監査法人。有限責任 あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人、PwCあらた有限責任監査法人
「準大手監査法人」	大手監査法人に準ずる規模の監査法人。仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人、PwC京都監査法人
「中小規模監査事務所」	大手監査法人、準大手監査法人以外の監査事務所
「サービスプロバイダー」	品質マネジメントシステム又は業務の実施において使用されるリソースを提供する監査事務所の外部の個人又は組織(ISQM1, 16項) Ex. 監査事務所のネットワーク外の他の監査事務所の構成単位の監査人
「ネットワーク・ファーム」	監査事務所のネットワークに所属する監査事務所又は事業体

1. 総論

ISQM1: 品質マネジメントシステム ①

現行基準(我が国の品質管理基準)とISQM1

- 現行基準は、監査事務所に対して、構成要素ごとに、**方針及び手続の策定**とその**運用状況の確認**を求めている。
 - ISQM1では、構成要素を新設し、品質に影響を及ぼす可能性のある**リスクの積極的な識別・対応にフォーカス**するとともに、**監査事務所の状況や業務内容に応じた「品質マネジメントシステム」を整備・運用**することを、監査事務所に求めている。
 - ISQM1の目的は、改訂前と同様、業務の品質を合理的に確保すること(ISQM1では、監査事務所の目的を「品質マネジメントシステム」の整備・運用とし、「品質マネジメントシステム」とは、監査事務所やその職員が基準に従って業務を行うことや、状況に応じた適切な監査報告を発行することについて、合理的な保証を提供するものと規定)
- ※ 「品質マネジメントシステム」の導入に当たり、IAASBは、COSO「内部統制－統合的フレームワーク」等のリスクマネジメントの枠組みを参照。

現行基準

- ① 監査事務所が業務の品質を合理的に確保するため、以下の構成要素を設定
 - 品質管理に関する責任
 - 職業倫理・独立性
 - 契約の新規の締結及び更新
 - 業務の実施
 - 監査実施者の採用・教育・評価・選任
 - 品質管理システムの監視
- ② 監査事務所において、構成要素ごとに方針と手続を定め、その運用状況を確認

ISQM1

- ① 監査事務所が業務の品質を合理的に確保するため、以下の構成要素を設定
 - a. 監査事務所のリスク評価プロセス[新設]
 - b. ガバナンス及びリーダーシップ
 - c. 職業倫理・独立性
 - d. 契約の新規の締結及び更新
 - e. 業務の実施
 - f. リソース
 - g. 情報とコミュニケーション[新設]
 - h. モニタリング及び改善プロセス

} それぞれより具体的に規定された項目について品質目標を設定
- ② 監査事務所が、品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別・評価し、当該リスクに対する対応(方針・手続)を定め、運用し、不備があれば根本原因分析に基づき改善(品質マネジメントシステムの導入)
- ③ 監査事務所の最終的な責任及び説明責任を付与された者は、少なくとも年1度、品質マネジメントシステムを評価(品質マネジメントシステムの目的が達成／一部を除いて達成／達成されず)

ISQM1:品質マネジメントシステム ②

「リスク評価プロセス」の導入

- ISQM1では、構成要素(前頁b~g)ごとに、①品質目標の設定、②品質リスクの識別・評価、③当該リスクに対する対応の整備が求められ(リスク評価プロセス(前頁a))、**リスクに基づくアプローチ(risk-based approach)が組み込まれている**(ISQM1, 8項)。

品質目標の設定

- 品質目標とは、各構成要素について、監査事務所が達成すべき成果
- ISQM1では、全ての監査事務所に設定が求められる品質目標を規定。これに加えて、**監査事務所は、必要な場合には、追加の品質目標を設定**

品質リスクの識別・評価

- 品質リスクとは、発生可能性及び品質目標の達成に悪影響を及ぼす可能性が、合理的にあるリスク
- 監査事務所は、品質リスクへの対応を整備する基礎とするために、品質リスクを識別・評価。ISQM1は、監査事務所の状況や業務内容に応じて品質リスクを識別・評価することを求めている

対応の整備

- 対応とは、品質リスクに対処するため、監査事務所により整備される方針及び手続
- 監査事務所は、**識別・評価したリスクへの対応を整備**する。このほか、ISQM1は、全ての監査事務所に求められる対応(特定の対応)も規定

適用の柔軟性 (Scalability)

- ISQM1では、監査事務所に対し、**品質マネジメントシステムの整備や運用について、監査事務所の状況や業務内容を考慮**することを求めている(ISQM1, 10項)。

● ISQM1における、“Scalability” の一例(「複雑でない監査事務所」の場合)

- ✓ 品質管理の最終的な責任、説明責任、運用責任、独立性遵守、モニタリング・改善プロセスそれぞれの責任を、単一の社員に割り当てる場合があること(ISQM1, A35)
- ✓ 品質管理の運用責任者は、事務所の状況や業務をよく理解しており、目標設定、リスク評価、当該リスクへの対応の整備に係る文書化が、広範ではない場合があること(例えば、単一の文書で実施)(ISQM1, A39)
- ✓ 監査事務所内のコミュニケーションについて、監査事務所のトップが関与できるため、情報の識別・収集・処理について厳密な方針・手続を必要としない場合があること(ISQM1, A111)

我が国の監査事務所における品質管理の課題

※ 2021.2.4 企業会計審議会第49回監査部会 資料2(公認会計士・監査審査会資料)より

- 審査会の検査では、業務管理態勢の不備事例として、以下を指摘
 - ✓ 事務所トップが監査品質にコミットしておらず、品質管理態勢を構築するためのリーダーシップを発揮していない
 - ✓ 人的資源を十分確保していないなど、監査リスクに見合った監査態勢を構築できていない
 - ✓ 監査現場の現状把握や連携体制の整備が十分でなく、リスクの高まった監査業務へのサポートが不十分
- 審査会では、大手監査法人、準大手監査法人、中小規模監査事務所は、規模や状況、業務内容が大きく異なっており、監査事務所の品質管理態勢が規模や業務管理態勢に応じた適切なものとなっているか、常に点検することを重視
 - ✓ 現行では、品質管理システムの内容は「監査事務所の目的、内容等に応じて、変化しうる」とされているが(品質管理基準 平成17年前文)、審査会の検査によると、監査事務所の内部規程について、協会が提供する雛形等をそのまま採用し、監査事務所の実態に即しておらず、実際に機能していない運用も散見(準大手監査法人・中小規模監査事務所)。

※ 2020.7 公認会計士・監査審査会「監査事務所検査結果事例集」より

監査事務所のトップ等の品質管理に対する認識の不足や、監査事務所の状況や業務に応じたリスク管理等に課題。
監査事務所自身が、トップを含め、品質管理を自身の問題として捉え、現場に定着させていくことが重要

ISQM1：品質マネジメントシステム ④（監査部会における主な意見）

全般に関する意見

- 社会全体が大きく動いている今、監査事務所の規模や業務内容に応じたテーラーメイド型の品質管理システムを導入することにより、監査事務所がプロアクティブに前向きな品質管理を行うというメッセージを出していくことが重要
- より実質的なリスクに対応できるよう、品質改善のサイクルを能動的に回していくことが重要
- 事業環境の不確実性が高まっている中、監査事務所において、PDCAサイクルを介して、的確なリスク評価、リスクに見合った実効性ある品質管理体制を構築して、継続的に施策を講じることが重要
- リスクに基づくアプローチを導入しても、自己満足になってはいけない。審査会の検査や協会によるレビューのあり方も重要であり、日本の制度の枠組み全体として品質管理を確かなものにするのが重要

柔軟性に関する意見

- ISQM1の“Scalability”は、従来の画一的な基準を反省し、事務所の規模や複雑さに応じた事務所ごとの適用を認めるもので、中小規模監査事務所にとっても適用しやすい。一方で、これまでの品質水準を下げているものではない。
- 新基準の導入について、上場会社の監査を行っているのであれば、大手監査法人と中小規模監査事務所とで差を設けるべきではない。
- 上場会社の監査については、一定の品質を求めるという方向性がよい。
- 上場会社の監査を行っている中小規模監査事務所には、新たな基準に基づいた品質管理体制の整備・運用を期待。
- 中小規模監査事務所について、リソースに限界がある中で品質管理の実効性を担保する議論や、効率的に品質管理を確保していくことを検討する必要。
- 中小規模監査事務所への適用については、適用時期や文書化のレベルが論点。適用時期について柔軟に対応したり、周りがサポートする体制も重要。

ご議論いただきたい事項

- 我が国の監査の品質管理について、ISQM1の「品質マネジメントシステム」と同様に、監査事務所において、品質への影響を及ぼす可能性のある**リスクの積極的な識別・対応にフォーカスしたアプローチを導入**することについて、どう考えるか。
- ISQM1の“Scalability”と同様に、**我が国の品質管理基準においても、監査事務所の状況や業務内容に応じた柔軟性を導入**することについて、どう考えるか。
- 特に、**中小規模監査事務所への適用について、柔軟性をもたせながら、品質を確保・向上するには、どのような対応**が考えられるか。(例えば、中小規模監査事務所における新基準の着実な導入とサポート、現行基準における要求事項の維持、協会や審査会による外部チェックの役割等)
- 国際的な基準においては、“Quality Control”から“Quality Management”に用語を変更することで、今回の改訂の趣旨を明確化している。これに対し、我が国の基準においては、“**Quality Control**”と“**Quality Management**”の**いずれも「品質管理」と表現**することが考えられるところ、今回の改訂の趣旨をどのように示していくことが適切と考えるか。

2. 構成要素別の検討事項

(1)ガバナンス及びリーダーシップ(現行基準とISQM1)①

□ ISQM1では、監査事務所に対し、トップが品質管理に対して責任を負うこと、組織風土を通じて品質へのコミットメントを示すこと、品質マネジメントシステムの整備・運用に適した組織構造やリソースの入手・配分を、品質目標として設定することを求めている。

※ 現行基準には、上記のようなトップが品質管理に対して責任を負うことなどに関する規定はないが、「監査法人のガバナンス・コード」において、大手監査法人を念頭に、トップが考えを示すことや組織文化・風土の醸成を求めている。

《監査事務所に対して求められている事項》

(注)赤字部分は、現行基準と比較して、新たに求められる事項

現行基準	ISQM1
<p>品質管理基準 (第四)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監査事務所は、品質管理に関する方針及び手続を策定し、品質管理のシステムの整備・運用に関する責任を負うほか、当該整備・運用に関する責任者を明確にする。 ● 監査実施の責任者は、監査事務所が定める方針及び手続に準拠して監査を実施する責任を負う。 <p>※ ほか、協会の実務指針において実務的な内容を規定</p>	<p>⇒ 引き続き、ISQM1及びISA220において規定</p> <p>以下の品質目標を設定(28項)</p> <ul style="list-style-type: none"> + 監査事務所の組織風土を通じて、品質へのコミットメントを示すこと + 監査事務所のトップが、品質に対して責任及び説明責任を負うこと + 監査事務所のトップが、姿勢と行動を通じて品質へのコミットメントを示すこと + 品質マネジメントシステムの整備、運用に適した組織構造や職務分掌を行うこと + 品質へのコミットメントに整合する監査事務所のリソースを計画、入手、配分又は付与を行うこと

(参考)「監査法人のガバナンス・コード」において求められている事項

- トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにする (指針1-1)
- 法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにする (指針1-2)
- 法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土の醸成 (指針1-4)
- 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 (指針2-2)

監査部会における主な意見

- 個別の監査手続の実施方法や、監査調書の在り方のような技術的な対応はある程度効果があるが、一定以上の改善が難しく、このような場合はマネジメントの観点から対応することが重要。

審査会の指摘

- 監査事務所トップが監査品質にコミットしておらず、品質管理態勢を構築するためのリーダーシップを発揮していない。
- 審査会の検査では、トップを含む経営層は、監査事務所の組織風土に大きな影響を与えるため、その姿勢や行動が重要として、経営層の品質管理に係る認識や対応及びそれらが監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢に与える影響等を検証している。(公認会計士・監査審査会「令和2事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」)

ご議論いただきたい事項

- 監査事務所のトップが、品質に対して責任を負うことや、組織風土を通じて品質へのコミットメントを示すこと、品質マネジメントシステムの整備・運用に適した組織構造やリソースの配分等を行うことについて、原則的な規定を品質管理基準に取り入れ、それを補完する実務的・詳細な規定は協会の実務指針に取り入れることが考えられるがどうか。
- 上記以外にも、ガバナンス及びリーダーシップに関して、品質管理基準や協会の実務指針に取り入れることが考えられる事項はないか。

(2) 職業倫理及び独立性(現行基準とISQM1)①

- ISA220では、監査チームの定義について、監査事務所の内部の者や同一ネットワーク・ファームに所属する者としていたが、改訂により、監査事務所や同一ネットワーク・ファームが業務を依頼する外部の者(サービスプロバイダー)も含むものに拡大。
- これを踏まえ、ISQM1では、監査事務所に対し、監査事務所の内部の者や同一ネットワーク・ファームに所属する者だけでなく、監査事務所等の外部の者による職業倫理規程の遵守を、品質目標として設定することを求めている。

《監査事務所に対して求められている事項》

(注)赤字部分は、現行基準と比較して、新たに求められる事項

現行基準	ISQM1
品質管理基準 (第五) <ul style="list-style-type: none"> ● 職業倫理に関する方針及び手続を策定し、遵守状況を確認すること ● 独立性に関する方針及び手続を策定し、遵守状況を確認すること 	1. 品質目標の設定 (29項) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 監査事務所並びにその監査事務所の社員及び専門業務に従事する者が、独立性を含む職業倫理規程について、理解し、関連規定を遵守すること <li style="color: red;">+ サービスプロバイダー等が、独立性を含む職業倫理規程について、理解し、関連規定を遵守すること
品質管理基準委員会報告書第1号 <ul style="list-style-type: none"> ● 独立性を阻害する状況や関係を識別評価すること、阻害要因に対するセーフガードを提供すること (20項) ● 年1回以上、監査事務所内の者に対して独立性を確認すること (23項) 	2. 特定の対応 (34項) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 職業倫理規程の遵守に関する阻害要因やそれへの違反に関する方針及び手続の設定 ➢ 年1回以上、監査事務所内の者に対して独立性を確認すること

《監査実施の責任者に対して求められている事項》

現行基準	ISA220
品質管理基準 (第五) <ul style="list-style-type: none"> ● 職業倫理及び独立性に関する方針及び手続の遵守と、補助者における遵守状況を確認すること 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 監査業務の性質と状況において適用される、独立性に関する規定を含む職業倫理規程を理解すること (16項) ➢ 監査業務の性質と状況において適用される職業倫理規程、関連する方針や手続を監査チームの他のメンバーに留意させる責任を負うこと (17項)

ご議論いただきたい事項

- 監査事務所の内部の者や同一ネットワーク・ファームに所属する者だけでなく、監査事務所や同一ネットワーク・ファームが業務を依頼する外部の者(サービスプロバイダー)が職業倫理規程を遵守することについて、原則的な規定を品質管理基準に取り入れ、それを補完する実務的・詳細な規定は協会の実務指針に取り入れることが考えられるかどうか。
- 上記以外にも、職業倫理及び独立性に関して、品質管理基準や協会の実務指針に取り入れることが考えられる事項はないか。

(3) 契約の新規の締結及び更新(現行基準とISQM1)①

- ISQM1では、監査事務所に対し、契約の新規の締結・更新時において、企業の誠実性や監査事務所の能力等に基づいて判断することに加え、財務上・業務上の目的を優先して不適切な判断をしないようにすることを、品質目標として設定することを求めている。

《監査事務所に対して求められている事項》

(注)赤字部分は、現行基準と比較して、新たに求められる事項

現行基準	ISQM1
品質管理基準 (第六) <ul style="list-style-type: none"> ● 契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続の策定 ● 監査業務に適した能力、経験を有する監査実施者の確保状況、契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を勘案し、適切な監査業務を実施できるかを判断すること 	1. 品質目標の設定 (30項) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 業務の性質や状況、提供先の企業の誠実性、基準等に準拠して業務を実施する監査事務所の能力等に基づいて、契約の新規の締結及び更新を適切に判断すること <p style="color: red;">+ 財務上及び業務上の目的を優先して、契約の新規の締結及び更新について、不適切な判断をしないようにすること</p>
品質管理基準委員会報告書第1号 (27項) <ul style="list-style-type: none"> ● 契約を辞退する原因となる情報を契約締結後に入手した場合の契約継続、解除に関する方針及び手続の策定 	2. 特定の対応 (34項) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 契約の新規の締結又は更新前に知っていれば辞退する原因となった可能性のある情報を知った場合の方針及び手続の策定

《監査実施の責任者に対して求められている事項》

現行基準	ISA220
品質管理基準 (第六) <ul style="list-style-type: none"> ● 契約の新規の締結及び更新が、監査事務所の定める方針及び手続に従って適切に行われていることを確かめ、適切性に重要な疑義をもたらす情報について、監査事務所に伝達すること 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 契約の新規の締結及び更新に関する方針又は手続を遵守すること、到達した結論の適切性を判断すること (22項)
監査基準委員会報告書220 (12項) <ul style="list-style-type: none"> ● 契約締結、更新前に知っていれば受嘱しない原因となった可能性のある情報に監査チームが気付いた場合、速やかに監査事務所に報告すること 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 契約の新規の締結又は更新前に知っていれば受嘱しない原因となった可能性のある情報に監査チームが気付いた場合、速やかに監査事務所に報告すること (24項)

監査部会における主な意見

- 監査契約の新規の締結に関して、公開会社とそれ以外では、リスク評価のアプローチは異なると考えられる。特にIPOの監査については、受嘱の際のリスクアプローチに関しても、より深度あるものにすべき。

ご議論いただきたい事項

- 契約の新規の締結及び更新に関して、契約時の十分なリスク評価を行うこと等を含め、品質管理基準や協会の実務指針に取り入れることが考えられる事項はないか。

(4)業務の実施(審査を除く)(現行基準とISQM1)①

- ISQM1では、監査事務所に対し、監査チームによる責任の理解、職業的専門家としての懐疑心の発揮を、品質目標として設定することを求めている。

《監査事務所に対して求められている事項》

(注)赤字部分は、現行基準と比較して、新たに求められる事項

現行基準	ISQM1
品質管理基準 (第八) <ul style="list-style-type: none"> ● 監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続(監査調査の記録・保存方法を含む)の策定、指示、査閲の体制整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 品質目標の設定 (31項) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 監査チームへの指示、監督、査閲が、業務内容や監査チームのリソースに応じて適切に行われること ➢ 業務に関する文書が適切に維持・保存されること + 監査チームが責任を理解し、その責任を果たすこと + 監査チームが、職業的専門家としての適切な判断、職業的専門家としての懐疑心の発揮を行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 専門的な見解の問合せの方針及び手続の策定、遵守状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 判断に困難が伴う又は見解が定まっていない事項について、専門的な見解の問合せを行い、合意された結論を導くこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 判断の相違の解決のための方針及び手続の策定、遵守状況の確認 ● 判断の相違の解決前に監査報告書を発行しないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 監査チーム内の意見の相違や監査チームと審査担当者又は品質マネジメントシステムの活動を行う者との意見の相違が、監査事務所に報告され、解決されること

《監査実施の責任者に対して求められている事項》

現行基準	ISA220
品質管理基準 (第八) <ul style="list-style-type: none"> ● 方針及び手続の遵守、補助者への適切な指示、監督により、監査調査が適切に作成されていることの確認 ● 意見表明前の査閲により、十分かつ適切な監査証拠が入手されていることの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 監査チームの指揮、監督及び査閲の責任を負うこと (29項) ➢ 監査業務の適切な時点で重要な事項、重要な判断等を含む監査調査を査閲すること (31項) ➢ 指揮、監督及び査閲の内容、時期及び範囲がリソースに対応していることを判断すること (30項)
<ul style="list-style-type: none"> ● 監査事務所内外の適切な者からの見解の記録、得られた見解が十分に検討されているかの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 困難な又は見解の定まっていない事項、並びに方針又は手続がコンサルテーションを要求する事項等について監査チームがコンサルテーションを実施する責任を負うこと (35項)
<ul style="list-style-type: none"> ● 監査実施者間又は監査実施の責任者、審査担当者との判断の相違の解決 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 方針や手続に従って、意見の相違に対処し解決する責任を負うこと (38項)

(4)業務の実施(審査を除く)(現行基準とISQM1)②

監査部会における主な意見

- 現在の監査の現場は、監査に十分な時間が取れない中、マニュアルワークが非常に多く、労働集約的。上司のレビューや監査における意思疎通は監査調書を通して行うことが重要であるため、監査調書による業務のレビュー、監督が非常に心配。

ご議論いただきたい事項

- 従来から品質管理基準において、監査事務所に対し、監査業務の実施に係る適切な指示・指導の体制整備を求めてきたが、監査事務所の状況や業務内容等に応じた指揮・監督・査閲に、よりフォーカスできるよう、品質目標として取り入れ、適切なリスク評価やリスク対応を求めることが考えられるがどうか。加えて、監査事務所内のコミュニケーションを促すことも考えられるがどうか。(「(6)情報とコミュニケーション」参照)
- 従来から監査基準において職業的専門家としての懐疑心について規定しているが、監査チームによる責任の理解や職業的専門家としての懐疑心の発揮を監査事務所の品質目標として、品質管理基準にも取り入れることが考えられるがどうか。
- 上記以外にも、業務の実施に関して、品質管理基準や協会の実務指針に取り入れることが考えられる事項はないか。

(5) 審査(現行基準とISQM1, 2)①

□ ISQM1では、審査の対象を、上場会社の財務諸表監査、法令上審査が求められている監査等としている。

《審査の対象》

現行基準	ISQM1
監査基準 (第四 - 5) <ul style="list-style-type: none">● 原則として全ての監査について、意見表明に先だって、審査を受けなければならない。● ただし、品質管理の方針及び手続において、意見が適切に形成されていることを確認できる他の方法が定められている場合には、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none">➤ 以下について審査を求めるための方針又は手続の設定 (34項)<ol style="list-style-type: none">① 上場会社の財務諸表の監査② 審査が法令上要求されている監査③ 審査が適切な対応であると監査事務所が判断した監査

審査対象に関する規定の改訂

- 我が国では、
 - 平成14年の監査基準改訂において、全ての監査について、意見表明前に審査を受けなければならないことを明確化。
 - その後、平成25年の監査基準改訂(不正リスク対応基準の設定)において、社会的影響が小さく、監査報告の利用者が限定されている監査業務の中には上場会社監査と同様の審査を求める必要はないものもあるとの指摘があり、意見の適切な形成が確認できる他の方法が定められている場合には審査を受けないことができる旨を規定。これを踏まえ、協会の実務指針において、審査を受けないことができる対象として、幼稚園監査^(注)や任意監査を規定。

(注)幼稚園のみを設置している都道府県知事所轄学校法人の私立学校振興助成法に基づく監査

- 国際的な基準では、従来より、上場会社の財務諸表監査には審査を求めてきたが、今般の改訂により、新たに、法令により審査が求められている監査、品質リスクへの対処として審査が適切な対応であると監査事務所が判断した監査を対象に追加。

(5) 審査(現行基準とISQM1, 2)②

- ISQM2では、審査担当者の適格性要件として、業務執行責任者が同一業務の審査担当者となるために2年以上のクーリング・オフ期間を置くことを求めている。

《監査事務所に対して求められている事項》

(注)赤字部分は、現行基準と比較して、新たに求められる事項

現行基準	ISQM2
品質管理基準 (第八) <ul style="list-style-type: none"> ● 審査に関する方針及び手続の策定、監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成について、適切な審査が行われていることの確認 ● 十分な知識、経験、能力、客観性を有する審査担当者の選任 ● 方針及び手続に従って、審査の内容及び結論を、監査調書として記録及び保存 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 審査担当者、補助者の適格性の基準を定める方針及び手続の策定 (18項、20項) ➤ 審査担当者の適格性が損なわれる状況に講じるべき適切な措置の方針及び手続の策定 (22項) ➤ 審査の実施の方針及び手続の策定 (24項) ➤ 審査の文書化の方針及び手続の策定 (29項)

+ 業務執行責任者として関与していた業務の審査担当者になるための要件として2年以上のクーリング・オフ期間を設定 (19項)

《審査担当者に対して求められている事項》

現行基準	ISA220
品質管理基準 (第八) <ul style="list-style-type: none"> ● 方針及び手続に従って、審査の内容及び結論を、監査調書として記録及び保存 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 審査の文書化が、業務に関与していない経験豊富な業務実施者が、実施された手続、時期、範囲、到達した結論を理解するのに十分であることを確認すること (30項)

監査部会における主な意見

- 現行の品質管理基準では原則として全ての監査に審査が求められているが、ISQM1では上場会社監査等を対象としている。品質リスクへの対応として、複雑ではない企業に対する監査や大会社等以外に対する監査について、今後も審査を求めるのか、検討することも考えられる。
- 審査体制が十分ではない監査事務所については、委託審査制度を見直し、場合によっては拡充をすることが必要ではないか。
- 現行の監査基準では、監査意見の表明前に審査を受けなければならないと規定されているが、ISQM2が意図する監査業務プロセス全体に対する審査(Engagement quality review)を求める規定にはなっていないため、基準の改訂に当たっては、監査基準の中に監査業務プロセス全体に対する審査に関する規定を加える必要。

ご議論いただきたい事項

- 現行の監査基準では、監査意見が適切に形成されていることを確認できる場合(第四 一 5)を除き、原則として全ての監査について審査が求められており、国際的な基準における審査対象の範囲を包含できていることから、審査対象の見直しは行わないことが考えられるかどうか。
- 審査担当者の適格性要件として、業務執行責任者が同一業務の審査担当者に就任するには、2年以上のクーリング・オフ期間の設定を求めることについて、協会の実務指針に追加することが考えられるかどうか。
- 適切な審査担当者を選任した上で、意見表明前だけでなく、監査期間中の適切なタイミングで審査を実施することを明確化すべく、監査基準の改訂についても検討してはどうか。

(6)リソース(現行基準とISQM1)①

- ISQM1では、「品質マネジメントシステム」の整備・運用のために、人的資源のほか、テクノロジーや知的資源を含めて「リソース」と位置づけ(外部から取得するものも含む)、監査事務所に対し、以下を品質目標として設定することを求めている。
 - 人的資源について、採用、教育・訓練、評価及び選任を行うほか、不足する場合には監査事務所外から確保すること
 - テクノロジー資源や知的資源の入手、開発、利用、維持等

≪監査事務所に対して求められている事項≫

(注)赤字部分は、現行基準と比較して、新たに求められる事項

現行基準	ISQM1
<p>品質管理基準 (第七)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任に関する方針及び手続の策定、能力、経験及び職業倫理を備えた監査実施者の確保 ● 監査実施者の選任と構成に関する方針及び手続の策定、企業の事業内容等に応じた適切な監査を実施するための能力、経験及び独立性を有し、監査業務に十分な時間を確保できる監査実施者の選任 	<ul style="list-style-type: none"> ● 品質目標の設定 (32項) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 専門要員を採用・教育し、専門能力を持たせること ➢ 十分な時間を割り当てることを含め、適切な専門能力を有するチームメンバーを配置すること <ul style="list-style-type: none"> + 専門要員が行動を通して品質へのコミットメントを示すこと + 十分な専門要員を有していない場合、ネットワーク等の監査事務所の外部から人的資源を確保すること + 十分な時間を割り当てることを含め、適切な専門能力を有する者を、品質マネジメントシステムの活動を行う者に任命すること + 適切なテクノロジー及び知的資源の入手及び開発、適用及び維持を行うこと

(6)リソース(現行基準とISQM1)②

□ ISA220では、監査実施の責任者に対し、監査チームのリソースに関する適切な対応・責任を求めている。

《監査実施の責任者に対して求められている事項》

(注)赤字部分は、現行基準と比較して、新たに求められる事項

現行基準	ISA220
<p>品質管理基準 (第七)</p> <ul style="list-style-type: none">● 監査業務に補助者を使用する場合に、監査業務に必要な能力、経験及び独立性を有し、十分な時間を確保できることの確認	<ul style="list-style-type: none">➤ 十分かつ適切なリソースが、監査業務の内容及び状況、監査事務所の方針又は手続等を考慮して、適時に割り当てられている又は利用可能とされているか判断すること (25項)➤ 監査チーム外の監査人が利用する専門家等が、全体として監査業務を実施するのに十分な時間を含む適切な適性と能力を有していることを判断すること (26項) <p>+ 上記を遵守した結果、リソースが監査業務の状況において不十分又は不適切であると判断した場合、適切な措置を講じること (27項)</p> <p>+ 監査業務の内容及び状況を考慮して、監査チームのリソースを適切に使用する責任を負うこと (28項)</p>

監査部会における主な意見

- デジタル・トランスフォーメーション、DX Auditの推進は、必須な状況。スタッフのデジタル・トランスフォーメーションに関する知識や、情報武装といったことも必要ではないか。
- 若い公認会計士が、監査の現場で十分なスキルを積めるように、基準の面でも配慮が必要。

審査会の指摘

- 人的資源を十分に確保していないなど、監査リスクに見合った組織的監査を実施する態勢を構築できていない。

ご議論いただきたい事項

- 監査事務所において、人的資源が不足する場合に監査事務所外から確保することや、テクノロジーや知的資源の入手、開発利用、維持等を行うことについて、原則的な規定を品質管理基準に取り入れ、それを補完する実務的・詳細な規定は協会の実務指針に取り入れることが考えられるがどうか。
- 監査実施の責任者に対し、監査チームのリソースに関する適切な対応・責任を求めることについて、原則的な規定を品質管理基準に取り入れ、それを補完する実務的・詳細な規定は協会の実務指針に取り入れることが考えられるがどうか。
- IT(監査業務におけるIT及び監査法人内の管理におけるIT)やデジタル・トランスフォーメーションに関する知識を有する人材の育成・確保等について、原則的な規定を品質管理基準に取り入れ、それを補完する実務的・詳細な規定は協会の実務指針に取り入れることが考えられるがどうか。
- 上記以外にも、リソースに関して、品質管理基準や協会の実務指針に取り入れることが考えられる事項はないか。

(7) 情報とコミュニケーション(ISQM1)①

- ISQM1では、「品質マネジメントシステム」の整備・運用のため、監査事務所に対し、監査事務所内外との情報交換を品質目標として設定することや、上場会社監査において監査役等とのコミュニケーション等を実施するための方針及び手続を策定することを求めている。

※ 現行基準には、上記のような情報交換に関する規定はないが、「監査法人のガバナンス・コード」において、大手監査法人を念頭に、法人内の情報交換や、被監査会社の監査役等との意見交換を求めている。

《監査事務所に対して求められている事項》

現行基準	ISQM1
<p>品質管理基準（第九） 監査実施者の不適切な行為、判断等に関し、監査事務所内外からの情報に対処するための方針及び手続を策定、遵守状況の確認</p>	<p>1. 品質目標の設定（33項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 品質マネジメントシステムに必要な情報を、監査事務所内外から、識別、特定、収集、維持できる情報システムを保有すること ➢ 監査事務所内で情報交換を促進させる組織風土を醸成すること ➢ 品質マネジメントシステムに関連する信頼性の高い情報が、監査事務所内及び監査チーム内で交換されること、監査事務所外の関係者（ネットワーク、サービスプロバイダー、外部の利害関係者等）とも交換すること <p>2. 特定の対応（34項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 監査事務所は、以下の方針及び手続を策定しなければならない <ul style="list-style-type: none"> ● 上場会社監査において、監査役等（会社の統治責任者）とのコミュニケーション ● 外部の利害関係者とのコミュニケーションの要否、実施する場合の実施方法（内容、時機、形式等）

(参考)「監査法人のガバナンス・コード」において求められている事項

- 法人内における会計監査の品質向上に向けた積極的な意見交換や議論（指針4-1）
- 被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で、監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換（指針4-4）
- 監査現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論（指針4-4）
- 会計監査の品質向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主等との積極的な意見交換（指針5-3）

監査部会における主な意見

- 財務諸表利用者にとって、監査品質に関する情報開示は歓迎される。透明性報告書について、少なくとも被監査会社の監査役には説明していると認識しているが、このような情報開示のプロセスの実効性を高めることは重要。
- 監査事務所間で、品質管理体制に差異があることは明白。資本市場は、上場会社を監査する監査事務所は相応の水準の品質管理体制を有していると受け止めているが、その実態について検証したいと思う資本市場関係者は少なくない。
- 監査事務所における会計監査の品質向上に向けた取組みについては、監査事務所の規模にかかわらず、一定の開示を求める制度を検討する必要。
- 上場会社の場合、たくさんの投資家が投資するので、監査の品質管理の状況について、投資家が知ることができる仕組みにしておくことが重要。監査の質で監査法人が評価されることが望ましく、投資家が監査人を評価できるような方向性がよい。

審査会の指摘

- 監査計画時のリスク評価内容や審査会検査結果などを監査役等に適切に伝達していない。本部と事業部との連携不足、組織の末端まで改善の取組みが浸透していないなど、組織的な対応が十分でない。

ご議論いただきたい事項

- 監査事務所内外の関係者との情報交換や、上場会社監査における監査役等とのコミュニケーション等について、原則的な規定を品質管理基準に取り入れ、それを補完する実務的・詳細な規定は協会の実務指針に取り入れることが考えられるがどうか。
- 財務諸表利用者の監査品質に関する情報開示へのニーズを踏まえ、後掲の「品質マネジメントシステムの評価」の結果等について、開示を求めていくことが考えられるがどうか。
(「3. 品質マネジメントシステムの評価」参照)
- 上記以外にも、情報とコミュニケーションに関して、品質管理基準や協会の実務指針に取り入れることが考えられる事項はないか。

(8) モニタリング及び改善プロセス(現行基準とISQM1)①

- ISQM1では、監査事務所に対し、モニタリング及び改善プロセスを構築するとともに、不備の根本原因を分析し、根本原因に応じた改善活動を実施することを求めている。
- ISA220では、監査実施の責任者に対し、監査事務所のモニタリング及び改善プロセスからの情報を理解し、適切な措置を講じること等を求めている。

◀ 監査事務所に対して求められている事項 ▶

(注)赤字部分は、現行基準と比較して、新たに求められる事項

現行基準	ISQM1
品質管理基準 (第九) <ul style="list-style-type: none"> ● 品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続の策定、遵守状況の確認 ● 監視により発見された不備及びその改善事項が、品質管理の責任者等に伝達され、必要な措置が講じられていることの確認 	1. 以下のための監視及び改善プロセスの構築 (35項) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 品質マネジメントシステムの整備及び運用状況に関する情報を適時に提供すること ➢ 識別した不備に対して適切な対応を図ること 2. 不備を識別するためのモニタリングを構築し、実施 (36項) 3. 品質マネジメントシステムの不備の識別、評価及び改善 <ul style="list-style-type: none"> + モニタリング活動により発見事項を評価することで不備を識別すること (40項) + 識別した不備について、根本原因を分析し、品質マネジメントシステムへの影響が重大かつ広範かという観点から評価すること (41項) + 根本原因に応じた不備の改善活動を実施すること (42項)

◀ 監査実施の責任者に対して求められている事項 ▶

(注)赤字部分は、現行基準と比較して、新たに求められる事項

現行基準	ISA220
品質管理基準 (第九) <ul style="list-style-type: none"> ● 不備が監査意見の適切な形成に影響を与えていないこと、必要な措置が的確に講じられていることの確認 	監査実施の責任者は以下の責任を負う (39項) <ul style="list-style-type: none"> + 監査事務所、ネットワーク等から伝達された、監査事務所のモニタリング及び改善プロセスからの情報を理解すること + 上記情報の監査業務への関連性と影響を判断し、適切な措置を講じること + モニタリング及び改善プロセスに関連する可能性のある情報については、監査業務全体を通じて留意し、そのような情報をプロセスの責任者に伝達すること

監査部会における主な意見

- ISQM1では、不備が識別されることは品質マネジメントシステムの重要な側面だが、過度にネガティブに受け取られると品質マネジメントシステムの趣旨が骨抜きになってしまうため、長期的な改善のために、積極的に不備を識別してもらいたい。

審査会の指摘

- 指摘事項について、根本原因分析の必要性や分析方法を十分に理解しておらず、同一・同様の不備が発生している。指摘事項の改善に関し、実効性のあるモニタリングを実施する態勢を構築していない。

ご議論いただきたい事項

- 監査事務所が、品質マネジメントシステムの不備の根本原因の分析や、根本原因に応じた改善活動等を行うことについて、原則的な規定を品質管理基準に取り入れ、それを補完する実務的・詳細な規定は協会の実務指針に取り入れることが考えられるかどうか。
- 監査実施の責任者が、監査事務所等から伝達された、監査事務所のモニタリング及び改善プロセスからの情報を理解し、監査業務への関連性と影響を判断して、適切な措置を講じることについて、原則的な規定を品質管理基準に取り入れ、それを補完する実務的・詳細な規定は協会の実務指針に取り入れることが考えられるかどうか。
- 上記以外にも、モニタリング及び改善プロセスに関して、品質管理基準や協会の実務指針に取り入れることが考えられる事項はないか。

3. 品質マネジメントシステムの評価

品質マネジメントシステムの評価 (ISQM1) ①

□ ISQM1では、

- 品質マネジメントシステムについて、年に1度、品質マネジメントシステムの目的が達成されていることの合理的な保証が得られるか評価することを求めている。
- 品質マネジメントシステムの最終的な責任と説明責任を割り当てられた者、品質マネジメントシステムの運用の責任を割り当てられた者の業績評価に際し、品質マネジメントシステムの評価を考慮することを求めている。

《品質マネジメントシステムの最終的な責任と説明責任を割り当てられた者に対して求められている事項》

現行基準	ISQM1
<p>品質管理基準委員会報告書第1号 (52項) 監査事務所は、少なくとも年に一度、品質管理のシステムの監視等の結果を、監査責任者及び監査事務所の最高経営責任者等に伝達すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 監査事務所に代わり、少なくとも年1度の品質マネジメントシステムの評価を実施。結論は以下の3段階 (54項) <ol style="list-style-type: none"> ① 品質マネジメントシステムは、品質マネジメントシステムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供する。 ② 品質マネジメントシステムの整備及び運用状況について、<u>重大ではあるが広範ではない影響を及ぼす識別された不備に関する事項を除き</u>、品質マネジメントシステムは、品質マネジメントシステムの目的が達成されているという合理的な保証を提供する。 ③ 品質マネジメントシステムは、品質マネジメントシステムの目的が達成されているという合理的な保証を提供しない。 ➤ 評価の結論が、②、③の場合、迅速で適切な措置を講じること、監査チームや外部の者(ネットワーク、被監査会社の経営者、監査役等、監督当局)に報告すること (55項)

《監査事務所に対して求められている事項》

現行基準	ISQM1
<p>(規定なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 品質マネジメントシステムの最終的な責任と説明責任を割り当てられた者、品質マネジメントシステムの運用の責任を割り当てられた者の定期的な業績評価の実施。その際、品質マネジメントシステムの評価を考慮しなければならない (56項)

監査部会における主な意見

- 監査事務所の品質マネジメントシステムに重大かつ広範な不備が存在していたとしても、すぐさま当該監査事務所が上場企業等の監査を実施できないほどの問題を有しているわけではないという考え方もあるが、実施された監査業務が適正でなかったとしても、それを即時に是正するようなメカニズムが存在しない。
- 監査事務所における会計監査の品質向上に向けた取組み等については、監査事務所の規模にかかわらず、一定の開示を求める制度を検討する必要。

品質マネジメントシステムの評価(ISQM1)③

ご議論いただきたい事項

- 少なくとも年に一度、品質マネジメントシステムを評価し、当該システムの目的を達成しているという合理的な保証を監査事務所に提供しているかどうか結論づけることを求めることが考えられるかどうか。
- 品質マネジメントシステムの評価を含む、監査事務所における会計監査の品質向上に向けた取組み等について、監査事務所の規模にかかわらず、一定の開示を求めることが考えられるかどうか。

(参考) 監査事務所の品質管理に関連する現在の公表書類

公表書類	対象	記載内容	主な閲覧方法	根拠
「業務及び財産の状況に関する説明書類」	大会社等を監査する公認会計士、監査法人	事務所や業務の概況(品質管理の整備状況含む)、社員の概況、計算書類、被監査会社一覧	各監査事務所において閲覧	公認会計士法28条の4第1項、34条の16の3第1項 公認会計士法施行規則14条、39条
上場会社監査事務所登録情報における「品質管理システム概要書」	上場会社監査事務所	品質管理の概要(品質管理システムに関する方針・手続の整備状況)	協会HP(上場会社等監査事務所登録情報)	日本公認会計士協会会則90条2項、3項、 上場会社監査事務所登録細則6条1項、3項
「透明性報告書」	監査法人のガバナンス・コードを採用している監査法人	各法人で任意に記載(例えば、ガバナンス体制、人材育成、品質管理体制等)	各監査法人HP	監査法人のガバナンス・コード 指針5-1

- 上記以外にも、品質マネジメントシステムの評価に関して、品質管理基準や協会の実務指針に取り入れることが考えられる事項はないか。

4. その他の論点

その他の論点 ①

監査チームの定義

(注)赤字部分は、現行基準と比較して、新たに求められる事項

現行基準	ISA220
品質管理基準 (第一) <ul style="list-style-type: none">● 監査実施の責任者及び監査業務に従事する補助者	<ul style="list-style-type: none">➤ 監査業務を実施する監査事務所の社員及び専門職員 (12項)➤ 外部の専門家・内部監査人を除く監査手続を実施する上記以外の者 <p>[● ネットワーク事務所の者 (A17項) + ネットワーク外の他の監査事務所の者 (A17項) 等]</p>
品質管理基準委員会報告書第1号 (11項) <ul style="list-style-type: none">● 監査事務所又はネットワーク・ファームに所属する者で、監査を実施する社員及び専門職員	

➡ 企業グループに対する監査において、監査事務所やネットワーク・ファーム以外の者(サービスプロバイダー)が利用されていることを踏まえ、監査チームの定義にこのような外部の者を含めることが考えられるかどうか。

監査実施の責任者の責任

(注)赤字部分は、現行基準と比較して、新たに求められる事項

現行基準	ISA220
品質管理基準 (第四) <ul style="list-style-type: none">● 品質管理の方針及び手続に準拠して監査を実施する責任	<ul style="list-style-type: none">➤ 監査業務における品質の管理と達成に全体的な責任を負うこと (13項) <p>+ 重要な判断及び到達した結論が業務の内容及び状況に照らして適切かどうかを判断する根拠を有するよう、監査業務全体に、十分かつ適切に関与すること (13項)</p>

➡ 監査実施の責任者が個別監査業務のプロセス全体の品質に責任を有することを強調するため、監査実施の責任者が監査業務全体に十分かつ適切に関与することを求めることが考えられるかどうか。

その他の論点 ②

監査事務所間の引継

※ 我が国独自の規定であり、ISQM1では規定なし。

- 現行の品質管理基準では、全ての監査事務所に対し、引継に関する方針及び手続を策定すること、遵守状況を確認することを求めている。特に前任監査人に対しては、重要な虚偽の表示に関わる情報又は状況を確認した場合に後任監査人へ伝達することを求めている(第十)。
- 現行の不正リスク対応基準では、上場会社の監査を行う監査事務所に対し、以下を求めている(第三 9)。
 - 前任監査人に対し、後任監査人へ監査上の重要な事項を伝達すること、後任監査人の調書の閲覧要請に応じること
 - 後任監査人に対し、前任監査人へ監査事務所の交代理由を含む監査上の重要な事項を質問すること

上場会社の監査に限らず、全ての監査について、引継に関するより具体的な手続を規定するため、不正リスク対応基準において規定する手続を品質管理基準に追加することについてどう考えるか。

共同監査

※ 我が国独自の規定であり、ISQM1では規定なし。

- 現行の品質管理基準では、監査事務所に対し、共同監査における他の監査事務所の品質管理システムが、基準に準拠していることや、監査業務の質を合理的に確保するものであることを、確認することを求めている(第十一)。

共同監査に関する規定については、今後も品質管理基準において規定することが考えられるかどうか。

その他の論点 ③

ネットワーク及びネットワークのサービス

※ 我が国の現行の基準では規定なし。

- ISQM1では、新たに、監査事務所に対し、ネットワークの要求事項や利用するサービスの理解等を求めている。
 - ネットワークの要求事項、利用するネットワークのサービス、監査事務所の責任の理解(48項)
 - ネットワークの要求事項又はサービスについて、監査事務所による適応又は補完の必要性の評価、適応方法又は補完方法の評価(49項)
 - ネットワークがモニタリングを行う場合、監査事務所を行うモニタリングへの影響の判断(50項)
 - ネットワークが行うモニタリングについて情報を入手し、監査事務所の品質マネジメントに与える影響を検討(51項)

➡ 大手監査法人を中心に、企業グループの監査においてネットワークを利用して監査業務を行っていることから、品質管理基準に新設項目として追加することが考えられるかどうか。

文書化

- 現行の品質管理基準では、監査事務所に対し、品質管理のシステムの整備及び運用の状況を記録、保存するための方針及び手続を策定すること、遵守状況を確認することを求めている(第二 3)。
- ISQM1では、監査事務所に対し、品質マネジメントシステムの文書化、品質目標及び品質リスク、リスクへの対応、モニタリング及び改善プロセスの文書化、文書保存期間の設定を求めている(57項、58項、60項)。

➡ ISQM1の「品質マネジメントシステム」の導入にあわせ、品質管理基準において、ISQM1と同様の文書化を求めることが考えられるかどうか。

その他の論点 ④

適用時期

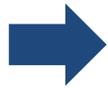
- ISQM1では、2022年12月15日までに品質マネジメントシステムを整備し運用を始めることを、また、2022年12月15日以降1年以内に、品質マネジメントシステムを評価することを求めている(13項)。



- 早期適用を認める一方で、特に中小規模監査事務所を中心に、準備期間を設けることが考えられるがどうか。
- 準備期間を設ける場合どの程度の期間が適切と考えられるか。

適用対象

- 現行の品質管理基準では、財務諸表監査、中間監査が対象であることが記載されており(前文二、第一、第十二)、協会の実務指針において、財務諸表監査、中間監査、四半期レビュー、内部統制監査が対象であることが記載されている(品質管理基準委員会報告書第1号 1項)。
- ISQM1では、財務諸表の監査・レビューだけでなく、その他の保証業務や関連業務も対象としている(1項)。



- 品質管理基準の中で、四半期レビューや内部統制監査も適用対象となることを明記することが考えられるがどうか。
- 我が国において、財務諸表の監査・レビュー以外の業務に関する基準はないが、ISQM1が監査事務所の業務全体に及ぶことや、監査事務所としての品質管理体制は1つであることを踏まえると、今回の品質管理基準の改訂は、財務諸表の監査・レビュー以外の業務においても参照されると考えられるがどうか。